

## 随意契約理由書

件名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業「福祉総合相談支援事業」業務委託
契約の相手方	豊中市岡上の町 2-1-15 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当
随意契約理由	<p>本事業は、これまで分野別や対象者別の支援ネットワークが充実するなか、複合的な課題を抱える場合や活用できるサービス・制度がない場合などに対しては分野を超えて多機関が連携するとともに、専門機関と地域が協働して包括的に支援していくことが求められている現状を踏まえ、地域共生推進員を配置することにより、分野を超えたつながりを強化するとともに地域共生理念の普及を図り、もって地域包括ケアシステム豊中モデル構築に寄与し、地域共生社会の実現につなげるものである。そのため、本事業は、日常生活圏域及び小学校区単位でネットワーク形成に取り組んでいるコミュニティソーシャルワーカーの業務と一体的に取り組むものであることから、当該業務の実施主体である社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に委託を行うものである。</p>
備考	